

# 呉工業高等専門学校 同窓会 会則

制 定 昭和44年3月18日  
最終改正 令和4年11月19日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、呉工業高等専門学校同窓会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、呉工業高等専門学校(以下「母校」という。)の発展とあわせて、社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
一 会員相互の連絡  
二 会報、会員名簿の作成ならびに発行  
三 母校との連絡ならびに協力  
四 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(本部、支部)

第4条 本会は、本部を母校内に置く。  
2 本会は、必要に応じ、理事会の承認をえて支部を置くことができる。  
3 支部に関することは別にこれを定める。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。  
一 正会員  
ア 母校本科を卒業および専攻科を修了した者で終身会費を納めた者全員  
イ 母校の関係者で理事会の承認をえた者  
二 准会員  
母校本科に入学・編入学および専攻科に入学した者で終身会費を納めた者全員  
三 特別会員  
ア 母校の現教職員  
イ 母校の関係者で理事会の承認をえた者  
四 除名  
会員が本会の名誉を汚し、または本会の目的に反する行為をしたときは、理事会の承認をえて除名できる。

## 第3章 役員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。  
一 名誉会長 1名  
二 会長 1名  
三 副会長 4名  
四 理事 若干名  
五 監査 2名  
六 顧問 若干名

(役員を選出)

第7条 名誉会長は、校長を推す。  
2 会長、副会長、理事および監査は、正会員の互選によりこれを選出する。  
3 顧問は、理事会の承認をえて、会長が任命する。

(役員任期)

第8条 役員任期は選任された定時総会の次年度の4月1日から3年後の3月31日までとする。  
ただし、欠員を生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 役員は再任を妨げない。

(役員任務)

第9条 名誉会長は、会長の諮問に応ずる。  
2 会長は、本会を代表し、任務を統理する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。  
4 理事は、理事会を構成して、業務執行に関する重要事項の審議および会務を分掌する。  
5 監査は、本会の会計および会務執行の状態を監査する。  
6 顧問は、会議に参加して、その諮問に応ずる。

## 第4章 会議

### (会議の種類)

第10条 会議は、総会および理事会とする。

### (総会)

第11条 総会は、通常総会および臨時総会とし、会長が招集する。  
2 総会の議長および副議長は、総会に出席した正会員のうちから選出する。

### (総会の開催)

第12条 通常総会および懇親会は3年に1回開催する。  
2 臨時総会は、次の場合に開催する。  
一 会長が必要と認めたとき。  
二 理事会が必要と認めたとき。  
三 正会員の3分の1以上が、会議の目的および事項を示し、その開催を請求したとき。

### (総会の通知)

第13条 総会の目的、期間および場所等は、開催2週間前までにこれを全員に通知しなければならない。

### (総会の成立)

第14条 総会は、正会員総数の50分の1以上をもって成立する。  
ただし、委任状の提出者は、出席者とみなす。

### (総会の審議事項)

第15条 次の事項は、通常総会に付議し、その承認をうけなければならない。  
一 会則の制定および改廃  
二 事業報告および収支決算  
三 事業計画および収支予算  
四 その他の重要事項

### (総会の議決)

第16条 総会の議決は、出席した正会員(委任状による出席は除く)の過半数の同意がなければならない。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

### (理事会)

第17条 理事会は、会の運営上必要と認める事項を審議する。  
2 会長は、理事会を招集し議長となる。

### (理事会の開催)

第18条 通常理事会は、毎年2回開催する。  
2 臨時理事会は、次の場合に開催する。  
一 会長が必要と認めたとき。  
二 理事の過半数が要求したとき。

### (理事会の定数、議決)

第19条 理事会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者は、出席とみなす。  
2 理事会の議決は、多数決による。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

## 第5章 会計

### (経費)

第20条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

### (会費)

第21条 会費は、終身会費として、入会と同時に納めなければならない。

第22条 終身会費は10,000円とする。

### (会計年度)

第23条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

付 則 この会則は、昭和44年3月18日から施行する。

付 則 この会則は、昭和51年1月2日から施行する。(この改正は、昭和51年1月2日の総会で決定したものである。)

付 則 この会則は、昭和54年4月1日から施行する。(この改正は、昭和54年1月2日の総会で決定したものである。)

付 則 この会則は、昭和58年1月2日から施行する。(この改正は、昭和58年1月2日の総会で決定したものである。)

付 則 この会則は、平成元年8月14日から施行する。(この改正は、平成元年8月14日の総会で決定したものである。)

付 則 この会則は、平成5年1月3日から施行する。(この改正は、平成5年1月3日の総会で決定したものである。)

付 則 この会則は、平成8年1月3日から施行する。(この改正は、平成8年1月3日の総会で決定したものである。)

付 則 この会則は、平成17年1月3日から施行する。(この改正は、平成17年1月3日の総会で決定したものである。)

付 則 この会則は、平成23年1月3日から施行する。(この改正は、平成23年1月3日の総会で決定したものである。)

付 則 この会則は、平成25年11月2日から施行する。(この改正は、平成25年11月2日の総会で決定したものである。)

付 則 この会則は、令和4年11月19日から施行する。(この改正は、令和4年11月19日の総会で決定したものである。)